

令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 市長は、高齢化の進展や地域内商店の閉店等により、買い物等のための日常生活の移動に支援が必要な高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らせるようにするため、買い物等を目的とした高齢者の移動に関し、タクシーを利用してその移動を支援する団体に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和 5 2 年市規則第 1 0 号。以下「適正化規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) タクシー 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）がその事業の用に供する自動車をいう。
- (2) 高齢者 この市の区域内（以下「市内」という。）に居住する 6 5 歳以上の者をいう。

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 町内会又は自治会
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 任意のボランティア活動団体
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 前項に定めるもののほか、補助対象団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動の拠点が市内にあること。
- (2) 宗教的又は政治的な目的を有する団体でないこと。
- (3) 補助対象団体の規則、会則、定款等（以下「規則等」という。）において、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること。
- (4) 山形市暴力団排除条例（平成 2 3 年市条例第 2 5 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、タクシーによる目的地への移動を必要とする者の希望を踏まえ、補助対象団体がタクシーの手配及び同乗者の調整（以下「コーディネート」という。）を行う事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 高齢者の買い物、通院等の社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等への参加（以下「買い物等」という。）を目的とした移動の手段として、コーディネートを行うものであること。

(2) 次のいずれかに該当する者を対象として実施するものであること。

ア 公共交通機関（タクシーを除く。）を利用して買い物等に行くことができない高齢者

イ アに規定する者の介助を行う者

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(3) タクシーの利用を希望する者（以下「利用者」という。）の目的地を取りまとめた上で、コーディネートを行うものであること。この場合において、1回（1台のタクシーに1人目の利用者が乗車し、最終の利用者が降車するまでをいう。）の実施につき、各利用者の乗車地及び目的地の別・同一を問わず、1台のタクシーに2人以上の同居していない利用者を同乗させること。

(4) タクシー事業者がタクシーの運行に要する費用として請求する額（以下「運賃」という。）の支払は補助対象団体が行うものであること。この場合において、運賃の総額の2割以上は、各利用者が負担するものとする。

(5) 1週当たり1回以上実施するものであること。

(条件)

第5条 適正化規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業に従事する者又は従事した者（以下「事業従事者」という。）が、正当な理由がなく、補助対象事業により知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

(2) 補助対象事業の実施に係る連絡責任者を選定すること。

(3) 補助対象事業の名称、実施内容及び実施に係る補助対象団体の連絡責任者の連絡先等を、この市が一般に公開することに了承すること。

- (4) 関係法令を遵守するとともに、交通事故の防止及び高齢者の支援に関する知識の習得に努めること。
- (5) 利用したタクシーに事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間（以下「補助対象期間」という。）における補助対象事業の実施に要する経費で、別表第1に掲げるものとする。この場合において、第9条の規定による補助金の交付決定の日より前に支出した経費についても、補助対象経費とする。

2 1 補助対象団体当たり市内において1つの補助対象事業に限り、その実施に要する経費を補助対象経費とする。

3 前2項の規定にかかわらず、国、県、市（この市を含む。）又は社会福祉法人山形市社会福祉協議会等の関係団体から他の補助金等の交付を受けた経費又は交付を受ける予定の経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第1に掲げる種別ごとに補助対象経費のうち実際に支出した額に相当する額（1,000円未満切捨て）とし、別表第2に掲げる額に、補助対象期間中にコーディネートを行ったタクシーの利用回数を乗じて得た額を限度とする。

(交付申請)

第8条 補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象団体の規則等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象団体は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金

額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない補助対象団体については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、適正化規則第7条第1項第1号の規定により補助対象事業の変更について承認を受けようとするときは事業変更等承認申請書（別記様式第4号）により、同項第2号の規定により補助対象事業の中止又は廃止について承認を受けようとするときは事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認するときは、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（別記様式第6号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 適正化規則第9条第1項の規定による申請の取下げは、第9条の規定による交付決定の通知のあった日から起算して30日以内に補助金交付申請取下書（別記様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業等実績報告書の提出期限は、令和8年4月15日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 利用者の名簿及び利用人数等の記録
- (4) 役員及び事業従事者の名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第8条第2項ただし書の規定の適用を受けた交付決定団体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費

税等仕入控除税額を当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 3 第8条第2項ただし書の規定の適用を受けた交付決定団体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した交付決定団体にあつては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た額）を、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 適正化規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金額確定通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 適正化規則第16条に定めるもののほか、交付決定団体が令和7年度の途中で解散したときは、市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第15条 市長は、適正化規則第16条又は前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取り消した日から起算して30日以内に、当該交付決定団体に対し補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第16条 適正化規則第18条第2号及び第3号に規定する市長が指定する財産は、この要綱による補助金の交付を受けて取得した備品等（取得価格5万円未満のものを除く。）とする。

（関係書類の整備）

第17条 適正化規則第19条に規定する書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（概算払）

第18条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の概算払に係る請求は、補助金概算払請求書（別記様式第10号）により行うものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

種 別	項 目	内 容
運行に要する費用	運賃差額補填	運賃から利用者が負担した金額を控除して得た額
コーディネートに要する費用	人件費	補助対象事業の実施に係る人件費
	消耗品費	補助対象事業の実施に必要な事務用品等の購入費等
	印刷製本費	補助対象事業の実施に係る周知啓発物等の印刷及び製本費等
	役務費	補助対象事業の実施に係る通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
	使用料及び賃借料	補助対象事業の実施に係る会議室等の借上げ料等
	備品購入費	補助対象事業の実施に必要な備品の購入費等（5 万円以上の備品に限る。）
	その他経費	上記のほか補助対象事業の実施に必要と市長が認める経費

別表第 2（第 7 条関係）

種 別	金 額
運行に要する費用	1 回当たり 1, 0 0 0 円
コーディネートに要する費用	1 回当たり 5 0 0 円

別記

様式第 1 号（第 8 条、第 1 2 条関係）

令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金

事業計画（報告）書

法人・団体名			
代表者氏名			
所在地			
担当者職氏名			
電話番号	—	E-mail	
F A X 番号	—		

1	設立（事業開始）年月日		
2	補助事業の名称		
3	補助事業の目的		
4	補助事業の概要		
5	補助事業の実施場所		
6	補助事業の実施期間		
7	利用者等の見込み（実績）	利用者(実人数) 人 利用者(延べ人数) 人 タクシーを利用する(した)日数 日 タクシーを利用する(した)回数 回	

様式第 2 号（第 8 条、第 1 2 条関係）

収支予算（決算）書

1 収 入

項 目	予算（決算）額	摘 要
市補助金	円	
利用料	円	
	円	
計	円	

2 支 出

項 目	予算（決算）額	摘 要
運賃差額補填	円	
人件費	円	
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
役務費	円	
使用料及び賃借料	円	
備品購入費	円	
計	円	

第 号
年 月 日

様

山形市長

令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金について、山形市補助金等の適正化に関する規則第 6 条の規定により、下記のとおり条件を付けて交付すること（下記の理由により交付しないこと）を決定しましたので通知します。

記

1 補助事業の名称	
2 補助金額	
3 補助の条件	
4 不交付の理由	

（注）この決定に不服があるときは、交付決定の通知のあった日から起算して 3 0 日以内に補助金交付申請取下書（別記様式第 7 号）を山形市長に提出することができます。

年 月 日

（宛先）山形市長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

令和7年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金
事業変更等承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました令和7年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 交付申請書の添付書類のうち変更に係る書類
- (2) その他必要な書類

年 月 日

（宛先）山形市長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

令和7年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました令和7年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

第 号
年 月 日

様

山形市長

令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金
（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金に係る事業の（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称	
2 補助金額	
3 承認の内容	
4 承認の理由	

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

令和7年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金交付申請取下書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました令和7年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金について、下記のとおり不服があるので、山形市補助金等の適正化に関する規則第9条第1項の規定により、下記により申請を取り下げます。

記

1 補助事業の名称

2 補助金額

3 申請年月日

4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金に係る
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で額の確定の通知がありました令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 山形市補助金等の適正化に関する規則第 1 4 条の規定による補助金の額の確定額
- _____円
- 2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額
- _____円
- 3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額
- _____円
- 4 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を差し引いた額）
- _____円
- 5 添付書類

3 の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など
注 補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円の場合でも提出すること。

第 号
年 月 日

様

山形市長

令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました令和 7 年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金について、山形市補助金等の適正化に関する規則第 1 4 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額	円
2 既交付額	円
3 交付確定額	円
4 返納額	円

年 月 日

（宛先）山 形 市 長

団体の所在地

団体名

代表者氏名

令和7年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知がありました令和7年度山形市高齢者移動支援サービス事業費補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

請求金額 金 円